

## ○国立大学法人横浜国立大学情報システム運用基本規則

(平成 20 年 3 月 14 日規則第 33 号)

**改正** 平成 22 年 6 月 30 日規則第 79 号 平成 23 年 3 月 29 日規則第 57 号  
平成 23 年 6 月 16 日規則第 95 号 平成 24 年 3 月 21 日規則第 55 号  
平成 25 年 3 月 28 日規則第 52 号 平成 26 年 3 月 31 日規則第 51 号  
平成 26 年 9 月 30 日規則第 71 号 平成 27 年 9 月 25 日規則第 70 号  
平成 28 年 3 月 30 日規則第 38 号 平成 29 年 2 月 9 日規則第 32 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、国立大学法人横浜国立大学(以下「本学」という。)における情報システムの運用について、必要な事項を定める。

(適用範囲)

第 2 条 この規則は、本学情報システムを運用・管理・利用するすべての者に適用する。

(定義)

第 3 条 この規則における用語の定義は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 部局 事務局、教育人間科学部(教育学研究科及び附属学校を含む。)、経済学部、経営学部、理工学部、国際社会科学研究院(国際社会科学府を含む。)、工学研究院(工学府を含む。)、環境情報研究院(環境情報学府を含む。)、都市イノベーション研究院(都市イノベーション学府を含む。)、先端科学高等研究院及び附属図書館をいう。
- (2) 部局長 前号に規定する部局の長をいう。
- (3) センター等 保健管理センター、情報基盤センター、機器分析評価センター、高大接続・全学教育推進センター、男女共同参画推進センター、未来情報通信医療社会基盤センター、地域実践教育研究センター、統合的海洋教育・研究センター、成長戦略研究センター、リスク共生社会創造センター、研究推進機構、情報戦略推進機構及び国際戦略推進機構(国際教育センターを含む。)をいう。
- (4) センター長 前号に規定するセンター等の長をいう。
- (5) 情報化統括責任者 独立行政法人等の業務システム最適化実現方策(平成 17 年 6 月 29 日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)に基づく本学の教育、研究、運営等の活動における情報化に係る業務全般を統括する者をいう。
- (6) 情報システム 本学情報ネットワークに接続する機器を含む情報処理及び情報ネットワークに係わるシステムで、次に掲げるものをいう。
  - イ 本学により、所有又は管理されているもの
  - ロ 本学との契約あるいは他の協定に従って提供されるもの
- (7) 情報ネットワーク 情報ネットワークとは次のものをいう。
  - イ 本学により、所有又は管理されている全ての情報ネットワーク
  - ロ 本学との契約あるいは他の協定に従って提供される全ての情報ネットワーク

- (8) 情報 情報には次のものを含む。
- イ 情報システム内部に記録された情報
  - ロ 情報システム外部の電磁的記録媒体に記録された情報
  - ハ 情報システムに関係がある書面に記載された情報
- (9) 情報システム運用ポリシー 本学が定める「国立大学法人横浜国立大学情報システム運用基本方針」及び本規則をいう。
- (10) 実施規則等 情報システム運用ポリシー(以下「ポリシー」という。)に基づいて策定される規則、基準及び計画をいう。
- (11) 手順 実施規則等に基づいて策定される具体的な手順やマニュアル、ガイドラインをいう。
- (12) 教職員等 本学に勤務する常勤又は非常勤の教職員(派遣職員を含む。)、その他全第4条に定める全学総括責任者又は第10条に定める部局等総括責任者が認めた者をいう。
- (13) 学生等 本学学則及び大学院学則に定める学部学生、大学院学生、研究生、研究員及び外国人受託研修員、その他全学総括責任者又は部局等総括責任者が認めた者をいう。
- (14) 利用者 教職員等及び学生等で、本学情報システムを利用する許可を受けて利用する者をいう。
- (15) 臨時利用者 教職員等及び学生等以外の者で、本学情報システムを臨時に利用する許可を受けて利用する者をいう。
- (16) 情報セキュリティ 情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することをいう。
- (17) 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、コンピュータによる情報処理の用に供されるものをいう。
- (18) インシデント 情報セキュリティに関し、意図的または偶発的に生じる、法律又は本学規則に反する事故又は事件をいう。
- (19) 明示等 情報を取り扱うすべての者が当該情報の格付けについて共通の認識となるように措置することをいう。

(全学総括責任者)

第4条 本学に情報システムの運用に責任を持つ全学の総括的な責任者として全学総括責任者を置き、情報化統括責任者をもって充てる。

- 2 全学総括責任者は、情報システム上での各種問題に対する処置を行う。
- 3 全学総括責任者は、全学向け教育及び管理運営部局の部局等情報システム連絡担当者向け教育を統括する。
- 4 全学総括責任者に事故があるときは、あらかじめその指名する者が、その職務を代行する。

(情報戦略推進会議)

第5条 本学に情報システムの円滑な運用のため国立大学法人横浜国立大学情報戦略推進会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議に関し必要な事項は別に定める。

(全学実施責任者)

第6条 本学に全学実施責任者を置き、情報基盤センター長をもって充てる。

2 全学実施責任者は、会議の決定に基づき行う全学総括責任者の指示により、本学情報システムの整備と運用に関し、ポリシー及び実施規則等並びに手順等の実施を行う。

3 全学実施責任者は、情報システムの運用に携わる者及び利用者に対して、情報システムの運用並びに利用及び情報システムのセキュリティに関する教育を企画し、ポリシー及び実施規則等並びに手順等の遵守を確実にするための教育を実施する。

4 全学実施責任者は、本学の情報システムのセキュリティに関する連絡と通報において本学情報システムを代表する。

(全学情報システム管理責任者)

第6条の2 全学実施責任者を補佐するため、全学情報システム管理責任者を置き、全学実施責任者が指名する者をもって充てる。

2 全学情報システム管理責任者は、本学情報システムの整備と運用及び対外接続等に関する実務を実施する。

(情報セキュリティ監査責任者)

第7条 本学に情報セキュリティ監査責任者を置く。

2 情報セキュリティ監査責任者は、全学総括責任者の指示に基づき、第20条に規定する監査に関する事務を統括する。

(管理運営部局)

第8条 情報基盤センターを、本学情報システムの管理運営部局として定める。

2 管理運営部局に、情報システムの管理運用を行う情報システム運用部会を置く。

3 情報システム運用部会は、情報基盤センター教職員並びに第14条に規定する部局等情報システム管理責任者及び第15条に規定する部局等情報システム連絡担当者で組織する。

(管理運営部局が行う業務)

第9条 管理運営部局は、全学総括責任者の指示により、次に定める業務を行う。

(1) 本学情報システムの運用と利用におけるポリシーの実施状況の取りまとめ

(2) 講習計画、リスク管理及び非常時行動計画等の実施状況の取りまとめ

(3) 本学の情報システムのセキュリティに関する連絡と通報

(部局等総括責任者)

第10条 部局及びセンター等(以下「部局等」という。)に部局等総括責任者を置き、部局長又はセンター長をもって充てる。

2 部局等総括責任者は、部局等における運用方針の決定や情報システム上での各種問題に対する処置を担当する。

(部局等情報システム運用委員会)

第 11 条 部局等に部局等情報システム運用委員会を置く。ただし、全学総括責任者が、やむを得ない事情があると認めた場合には、二以上の部局等で一の部局等情報システム運用委員会を置くことができる。

2 部局等情報システム運用委員会は次に掲げる事項を実施する。

- (1) 部局等におけるポリシーの遵守状況の調査と周知徹底
- (2) 部局等におけるリスク管理及び非常時行動計画の策定及び実施
- (3) 部局等におけるインシデントの再発防止策の策定及び実施
- (4) 部局等における部局等情報システム連絡担当者向け教育の計画と企画
- (5) 部局等におけるソフトウェアライセンスの管理

(部局等情報システム運用委員会の構成員)

第 12 条 部局等情報システム運用委員会は、次に掲げる者を委員として組織する。

- (1) 部局等総括責任者
- (2) 部局等情報システム管理責任者
- (3) 部局等情報システム連絡担当者
- (4) その他部局等総括責任者が必要と認める者

(部局等情報システム運用委員会の委員長)

第 13 条 部局等情報システム運用委員会に委員長を置き、部局等総括責任者をもって充てる。ただし、第 11 条第 1 項ただし書きの規定により、二以上の部局等で部局等情報システム運用委員会を置いた場合には、一の部局等総括責任者をもって充てる。

(部局等情報システム管理責任者)

第 14 条 部局等に部局等情報システム管理責任者を置き、部局等総括責任者が指名する。ただし、全学総括責任者が、やむを得ない事情があると認めた場合には、同一の者が二以上の部局等情報システム管理責任者を兼ねることができる。

2 部局等情報システム管理責任者は、部局等情報システムの構成の決定や技術的問題に対する処置を担当する。

3 部局等情報システム管理責任者は、次条に定める部局等情報システム連絡担当者に対して、ポリシー及びそれに基づく規則並びに手順等の遵守を確実にするための教育を実施する。

(部局等情報システム連絡担当者)

第 15 条 部局等に部局等情報システム連絡担当者を置き、部局等情報システム管理責任者の推薦により部局等総括責任者が指名する。

2 部局等情報システム連絡担当者は、部局等情報システム管理責任者の指示により、部局等の情報システムの運用の技術的実務を担当し、利用者への教育を補佐する。

(役割の分離)

第 16 条 情報セキュリティ対策の運用において、次の役割を同一の者が兼務してはならない。

(1) 承認又は許可事案の申請者とその承認者又は許可者

(2) 監査を受ける者とその監査を実施する者

(情報の格付け)

第 17 条 全学総括責任者は、情報システムで取り扱う情報について、電磁的記録については機密性、完全性及び可用性の観点から、書面については機密性の観点から当該情報の格付け及び取扱制限の指定並びに明示等の規定を整備する。

(本学外の情報セキュリティ水準の低下を招く行為の防止)

第 18 条 全学総括責任者は、本学外の情報セキュリティ水準の低下を招く行為の防止に関する措置についての規定を整備する。

2 本学情報システムを運用・管理・利用する者は、原則として、本学外の情報セキュリティ水準の低下を招く行為の防止に関する措置を講ずる。

(情報システム運用の外部委託管理)

第 19 条 全学総括責任者は、本学情報システムの運用業務のすべて又はその一部を第三者に委託する場合には、当該第三者による情報セキュリティの確保が徹底されるよう必要な措置を講じるものとする。

(情報セキュリティ監査)

第 20 条 情報セキュリティ監査責任者は、情報システムのセキュリティ対策がポリシーに基づく手順に従って実施されていることを監査する。情報セキュリティ監査については、別に定める。

(見直し)

第 21 条 ポリシー、実施規則等及び手順を整備した者は、各規定の見直しを行う必要性の有無を適時検討し、必要があると認めた場合にはその見直しを行う。

2 本学情報システムを運用・管理・利用する者は、自らが実施した情報セキュリティ対策に関連する事項に課題及び問題点が認められる場合には、当該事項の見直しを行う。

附 則

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 6 月 30 日規則第 79 号)

この規則は、平成 22 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 3 月 29 日規則第 57 号)

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 6 月 16 日規則第 95 号)  
この規則は、平成 23 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 3 月 21 日規則第 55 号)  
この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 3 月 28 日規則第 52 号)  
この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 3 月 31 日規則第 51 号)  
この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 9 月 30 日規則第 71 号)  
この規則は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 9 月 25 日規則第 70 号)  
この規則は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 30 日規則第 38 号)  
この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 2 月 9 日規則第 32 号)  
この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。